

条件付契約基準価格制度の改正について

建設工事の品質確保と適正な契約履行のため、平成 21 年 6 月から導入している「伊勢市条件付契約基準価格制度」について、次のとおり契約の条件等を改正します。

(アンダーライン部分が今回の改正に関連する内容です。)

1 条件付契約基準価格

予定価格の 80% の額 (千円未満切捨て)

2 契約の条件

入札の結果、条件付契約基準価格未満で落札者となった者は、通常の場合に加えて、次の条件により契約を締結しなければなりません。(対象となる建設工事には、その旨を入札公告に記載します。)

- (1) 当該工事の施行期間中、主任(監理)技術者及び現場代理人とは別に当該工事の主任技術者となり得る資格を有する専任の担当技術者(以下「担当技術者」という。)1人を定め、当該工事現場に配置すること。

なお、工期途中で担当技術者の変更は、原則認めません。

配置される担当技術者は、当該建設業者との間に直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)な雇用関係がある者で、伊勢市内に所在地を置く建設業者の場合は、伊勢市の技術者名簿に登載されている者でなければなりません。それ以外の建設業者の場合は、落札後に資格証、雇用関係を証明する書類等を提出していただきます。

- (2) 税込予定価格が 2,500 万円以上の工事については、主任(監理)技術者と現場代理人の兼任は認めません。

- (3) 税込予定価格が 500 万円以上の契約保証金の納付が必要な工事については、契約金額の 30% 以上の額の契約保証金を納付すること。

【具体的手続き】

入札者は、条件付契約基準価格未満の額で入札する場合、必ず入札書に添付する「配置予定技術者届」に担当技術者名を記載する。(税込予定価格 2,500 万円以上の工事については、主任技術者・現場代理人・担当技術者は全て別の者を記載すること。)

ただし、予定価格を事後公表する工事において落札候補者の配置予定技術者届に担当技術者の記載がない場合は、開札後速やかに配置する担当技術者を選任し報告すること。

契約保証金の納付が必要な工事で、開札の結果、条件付契約基準価格未満で落札候補者となった者は、あらかじめ関係機関等に照会するなど必要な確認を行ったうえで、速やかに契約保証金の納付方法等に関する確認書を市に提出する。

市は、落札候補者となった者について、提出された書類に基づき、通常の主任(監理)技術者及び現場代理人に加え担当技術者の配置並びに契約保証金(契約金額の30%以上)の納付の適否について審査する。

審査の結果、全て適当と判断された場合、その落札候補者を落札者とする。

審査の結果、契約の条件のいずれかが不可と判断された場合(担当技術者の配置が不可と判断された場合、配置予定技術者届に担当技術者の記載がない場合、契約保証金(契約金額の30%以上)の納付が困難と判断された場合等)は、その者は落札者とはならず、次順位の者が落札候補者となる。

落札決定後に契約保証金(契約金額の30%以上)の納付が困難であることが判明した場合は、当該落札者の落札を取り消し、次順位の者を落札候補者として、同様に審査を行い落札者を決定する。

3 対象工事

平成23年6月1日以降に要件付一般競争入札として入札公告を行う建設工事。

なお、平成23年5月31日までに入札公告を行ったものは、改正前の制度によるものとします。

4 落札取消となった場合の措置

契約保証金の納付が困難なことにより落札取消となった者については、落札取消を決定した日の翌日から15日の間に入札公告する建設工事の入札への参加を認めないこととします。

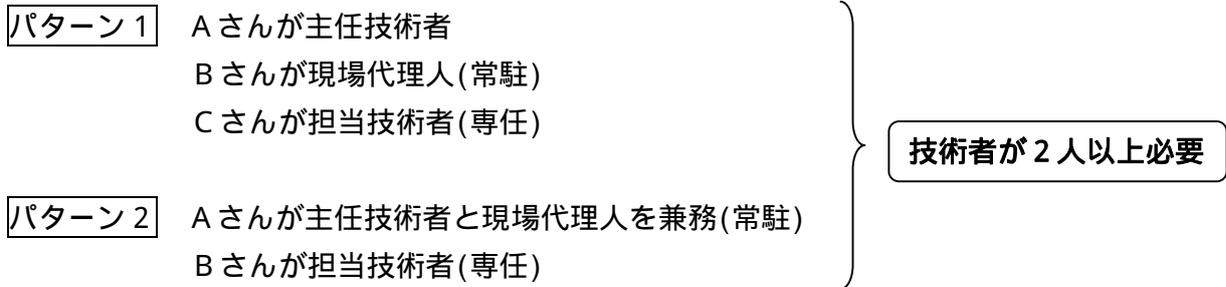
5 条件が満たされていない場合の措置等

- (1) 契約締結後において、上記契約の条件が満たされていない(主任(監理)技術者、現場代理人及び担当技術者が適正に配置されていない。)と判断された場合には、書面により注意します。
- (2) その後においても改善がなされない場合は、「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」に基づいた措置を講じることとします。

技術者等配置例

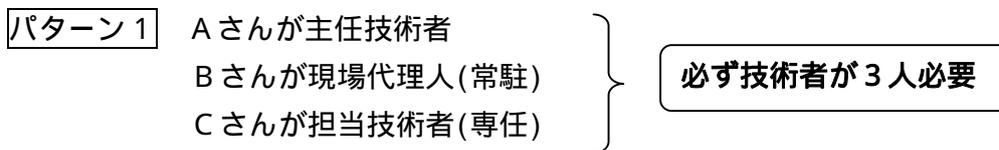
予定価格 600 万円の工事で、474 万円(79%)で入札し、落札者となった場合

・・・ 担当技術者は、主任技術者・現場代理人と兼務不可



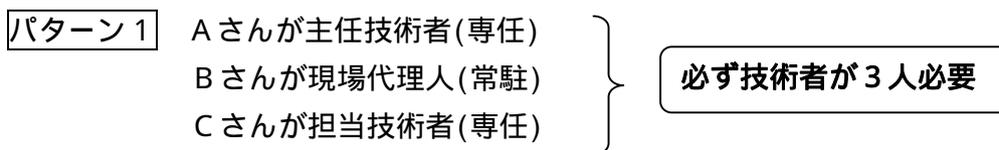
予定価格 3,000 万円の工事で、2,370 万円(79%)で入札し、落札者となった場合

・・・ 予定価格が 2,500 万円以上なので、
担当技術者、主任技術者、現場代理人の兼務不可



予定価格 4,000 万円の土木工事で、3,160 万円(79%)で入札し、落札者となった場合

・・・ 予定価格が 2,500 万円以上なので、
担当技術者、主任技術者、現場代理人の兼務不可
請負金額が 2,500 万円以上となることから、建設業法の規定により、主任技術者も専任が必要となります。



上記のいずれの場合も、予定価格が 500 万円以上なので、契約金額の 30%以上の契約保証金の納付が必要となります。

条件付契約基準価格未満で入札する場合の「配置予定技術者届」記載例は、別紙を参照ください。

「専任の担当技術者」とは、

工事現場に専任の技術者です。

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設現場に係る職務にのみに従事していることを意味します。

専任ですので、他の工事との兼務はできません。

専任ですので、営業所専任技術者を配置することはできません。

当該工事の主任技術者になり得る資格を有していなければなりません。

「主任技術者になり得る資格」については、工事ごとに業種、金額 等により異なりますので、「建設工事の配置技術者の取り扱いについて」及び「入札公告」において確認してください。

主任技術者になり得る資格とは、当該業種の国家資格保有者、当該業種で 10 年以上の実務経験を有する者 等です。

入札公告において主任技術者に必要な資格を別途求める場合には、当該資格も有している必要があります。

「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」

別表第 1 第 4 号

措置基準	措置期間
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか市発注工事等の施行に当たり契約に違反し契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内 (第 8 条第 2 項(1)適用は 1.5 倍とする。)

伊勢市条件付契約基準価格制度実施要領

1 目的

低価格で落札された建設工事について、落札者に対して契約に必要な条件を付し現場管理体制を強化すること等により、建設工事の品質の確保と適正な契約履行の担保を図ろうとするものである。

2 対象工事

設計金額が130万円を超える建設工事のうち、要件付一般競争入札により落札者を決定するもの。

3 条件付契約基準価格

建設工事ごとに定める条件付契約基準価格（当該工事の契約の条件として以下に定める事項を落札者に求めるときの基準となる価格をいう。以下同じ。）は、予定価格の80%の額(千円未満切捨て)とする。

4 契約の条件

- (1) 建設工事ごとに定める条件付契約基準価格未満の価格で契約（以下「条件付契約」という。）をしようとするときには、当該落札者に対して、通常の場合に加えて、次の条件を付して契約を締結するものとする。

当該工事において、主任（監理）技術者及び現場代理人とは別に以下の要件を全て満たす「担当技術者」1人を追加して専任で配置すること。

ア．当該工事の主任技術者となり得る資格を有すること。

イ．入札日において落札者（落札者が共同企業体の場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれか）との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、三ヶ月以上継続している者をいう。）を有すること。

ウ．落札者が伊勢市内に所在地を置く者（市内本店及び準市内業者）の場合にあっては、伊勢市の技術職員等名簿において、当該建設業者の技術者として登録されている者であること。

設計金額が2,500万円以上の建設工事にあつては、主任（監理）技術者と現場代理人の兼務は認めない。

契約保証金の納付を要する建設工事にあつては、契約保証金の額を契約金額の10分の3以上とすること。

- (2) 対象工事においては、入札公告に(1)に定める契約の条件を明記するものとする

る。

5 入札手続き等

(1) 条件付契約基準価格未満の価格で入札しようとする者は、入札書に添付する配置予定技術者届に配置しようとする担当技術者の氏名を記載しなければならない。

ただし、入札公告において予定価格を公表しない工事で落札候補者の配置予定技術者届に担当技術者の記載がない場合、その者は開札後速やかに配置する担当技術者を選任し報告しなければならない。

(2) 契約保証金の納付を要する工事において、条件付契約基準価格未満の価格で落札候補者となった者は、あらかじめ関係機関等に照会するなど必要な確認等を行ったうえで、速やかに契約保証金の納付方法等に関する確認書を提出しなければならない。

6 落札者の決定

条件付契約基準価格未満で落札候補者となった者については、通常の場合の審査に加え、次のとおり条件付契約に係る審査を行い落札者を決定する。

(1) 落札候補者から提出された配置予定技術者届及び契約保証金の納付に関する確認書に基づき審査を行い、その結果が適当と判断された場合、その者を落札者とする。

(2) 審査の結果、契約の条件のいずれかが充足できず不可と判断された場合、その者は落札者となれず、次順位の者を落札候補者とし、同様に審査を行い落札者を決定する。

7 落札の取消

落札決定後において、契約の条件である契約金額の10分の3以上の額の契約保証金の納付が困難であることが判明した場合にあっては、当該落札者の落札を取り消し、その旨を通知することとする。この場合にあっては、次順位の者を落札候補者として、同様に審査を行い落札者を決定するものとする。

8 落札取消の場合の措置

契約保証金の納付が困難なことにより落札取消となった者については、落札取消を決定した日の翌日から15日の間に入札公告する本制度の対象工事の入札への参加を認めないこととする。

9 担当技術者の変更

工期途中での担当技術者の変更は原則認めない。ただし、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない理由がある場合は、監督員が認めたときに限り例外的に認めることとする。

10 契約解除の場合の措置

条件付契約を締結した工事について、当該請負者の責に帰する事由により契約を解除し違約金を徴収するときの違約金の額は、契約金額の10分の3に相当する額とする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

条件付契約基準価格未満で入札する場合の記載例

第2号様式(第5条関係)

配置予定技術者届(建設工事関係)

商号又は名称	株式会社 伊勢建設
--------	-----------

契約番号	421300001
工事名	平成21年度●△第1号 ……道路改良工事

上記工事の入札に関して、契約時における技術者を次の順位のとおりに定めます。

順位	現場代理人	主任(監理)技術者	担当技術者(注7)
第1候補	二見 一郎	二見 一郎	御菌 太郎
第2候補	小俣花子	小俣花子	
第3候補	御菌 太郎	御菌 太郎	
第4候補			
第5候補			
第6候補			
第7候補			
第8候補			
第9候補			
第10候補			

担当技術者との兼務は不可

条件付契約基準価格未満で入札する場合、必ず記載してください。記載が無いと落札者になれませんのでご注意ください。

他の工事に配置されている方、営業所選任技術者は配置不可です。

この工事の現場代理人・主任(監理)技術者になれません。

・税込予定価格2500万円未満の工事
現場代理人と主任(監理)技術者の兼務は可です。

・税込予定価格2500万円以上の工事
現場代理人と主任(監理)技術者の兼務は不可です。

<落札候

1 落札

2 上記

3 落札

<注意

1 他

2 市

3 配

4 技

5 主

6 主

7 条

8 配

税込予定価格2,500万円未満の工事の場合で

条件付契約基準価格未満で入札して落札候補者となったときの技術者の配置パターン

	現場代理人	主任技術者	担当技術者
①	二見 一郎	二見 一郎	御菌 太郎
②	小俣花子	小俣花子	御菌 太郎
③	二見 一郎	小俣花子	御菌 太郎
④	小俣花子	二見 一郎	御菌 太郎

の4パターンです。

税込予定価格2,500万円以上の工事の場合で

条件付契約基準価格未満で入札して落札候補者となったときの技術者の配置パターン

	現場代理人	主任技術者	担当技術者
①	二見 一郎	小俣花子	御菌 太郎
②	小俣花子	二見 一郎	御菌 太郎

の2パターンです。

い。

万円

的な

ただ

場合

未

な。

建設工事の配置技術者の取り扱いについて

建設工事に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者等については、下記のとおり取り扱います。

- 1 **配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係のある者とします。在籍出向者、派遣社員、契約社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、入札日以前に3箇月以上の雇用期間があることが必要です。**
 ただし、市内・準市内発注工事の配置予定技術者は、伊勢市の技術職員等名簿に登録されている者に限ります。
- 2 **技術者の資格は、対応する業種の建設業法に基づく資格を有する者か、実務経験者(主任技術者は10年以上、現場代理人は5年以上)としてください。**
 入札公告で特に指定がある場合は、この限りではありません。
- 3 **他の工事に配置されている技術者は、専任が必要な工事(請負金額が2,500万円、建築一式工事の場合5,000万円以上の工事)の配置予定技術者になれません。また、現場代理人になれません。**
 ただし、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。
- 4 **当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表に示す予定価格に該当する主任技術者又は監理技術者を選任しなければなりません(三重県公共工事共通仕様書)。**

予定価格(税込)	主任技術者又は監理技術者の資格
8,000万円以上	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ．建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）の1級に合格した者（建設業法施行規則第7条の3に規定された者） ロ．技術士法（昭和32年法律第124号）による2次試験に合格した者（建設業法施行規則第7条の3に規定された者） ハ．建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者（平成元年建設省告示128号に規定された者）

予定価格(税込)	主任技術者又は監理技術者の資格	
	主任技術者	監理技術者
2,500万円以上 8,000万円未満	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ．建設業法（昭和24年法律第100号）による技術者検定の1級又は2級に合格した者(建設業法施行規則第7条の3に規定された者) ロ．上欄ロ、ハに掲げる者	当該工事の施行にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ．建設業法（昭和24年法律第100号）による技術者検定の1級に合格した者(建設業法施行規則第7条の3に規定された者) ロ．上欄ロ、ハに掲げる者

- 5 **現場代理人は工事現場に常駐し、その運営取締りを行う者としてします。**
常駐とは、当該工事のみを担当していること、さらに、作業期間中、常に工事現場に滞在していることを意味します。
- 6 **営業所の専任技術者でないこと。**
ただし、市内・準市内発注工事で契約金額 2,500 万円(建築一式工事は 5,000 万円)未満の工事等、専任を要しない工事に主任技術者として配置しようとする場合は認めます。
- 7 **主任技術者として、3 件まで兼務可能です。ただし、請負金額の合計が 3,000 万円(建築一式工事のみの場合にあっては 6,000 万円)を超える場合には 2 件までとします(専任が必要な工事を除く)。**
- 8 **主任技術者(監理技術者)と現場代理人は兼務可能です。**
入札公告で特に指定がある場合は、この限りではありません。
- 9 **入札書提出時に配置予定技術者として届け出た現場代理人、主任技術者、監理技術者及び給水装置工事主任技術者以外の者を契約時に配置することはできません。**
- 10 **給水装置工事主任技術者は、給水切替工事施工時に配置が必要です。**
同一工事の現場代理人、主任技術者及び監理技術者との兼務が可能です。
給水切替工事施工時のみの配置で可とします。ただし、当該技術者が契約時に専任の技術者、または現場代理人として他工事に配置されている場合には、配置不可とします。
- 11 **配置予定技術者は、複数名届け出ることができます。**
配置予定希望順位を決めていただきます。落札候補となった場合、第 1 候補から順に他の工事との重複等の確認を行い、配置可能と確認できた場合に落札決定となります。
配置予定技術者届に記載した技術者であれば、第 1 候補以外の者を配置することもできます。
- 12 **工期途中で配置技術者の変更は原則として認めません。**
ただし、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない理由がある場合、また、橋梁・ポンプ・ゲートの工場製作を含む工事である場合等により変更しようとする場合は、監督員が認めるときに限り例外的に認めます。